

様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	第5回小金井市子ども家庭支援センター運営協議会
事務局	子ども家庭部子育て支援課
開催日時	平成28年10月25日（火） 午前10時から正午まで
開催場所	小金井市保健センター 大会議室
出席者	会長 馬場幸子 副会長 古源美紀 委員 野崎玲子 委員 黒木由美 委員 諸澤恭子 委員 高木有希 委員 壽原重熙 委員 森 修子 委員 中村悠子
事務局	河野子ども家庭部長 福井子育て支援係長 笠井支援センター長 水野主任 松藤ゆりかごマネジャー 榎本（ファミリー・サポート・センター）
傍聴の可否	○可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可の理由	
会議次第	1 子ども家庭支援センターの運営について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名 (主な発言要 旨等)	別紙のとおり
提出資料	資料15 平成28年度子ども家庭支援センター事業報告 (上半期) 資料16 平成29年度小金井市子ども家庭支援センター 事業計画
その他	なし

平成28年10月25日

○事務局

時間になりますので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。子ども家庭支援センター長の笠井です。本日もよろしくお願いいいたします。座らせていただきます。

会の開催前に事務局から連絡事項がございます。

まずはお願い事がございます。この協議会は会議録を公開しております。その関係で発言を録音させていただきますのでご了承ください。また、どなたの発言かわかるように、発言される前にお名前をお願いいいたします。

本日、子ども家庭部長がご出席になりますので、ご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○事務局

皆さん、おはようございます。前回の協議会、公務により出席できずに、本日初めて皆さんにお目にかかります。4月に子ども家庭部長に着任いたしました河野と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

市は、全てのお子さんが健やかに成長できる地域を実現する、子どもの健全な育成を図るために、子ども家庭支援センターが、地域の子育て、子育て支援の中核機関として、関係機関と連携や交流の場の提供に努めているところでございます。本市は現時点では人口も微増ということで、人口増が図られておりますけれども、平成35年ぐらいから人口減少、さらなる高齢化が進むことが推測されております。

この運営協議会によりまして、さまざま子育て支援のご検討をいただき、事業に反映させていくことが、子育て世代にかかる住みやすさの向上につながるものです。そして、子育て、子育て支援が定住につながる大きな要素となることから、生き生きとした小金井市を創出していけるものと考えてございます。いつも活発な委員会になっておりますので、本日もよろしくお願いいしたいと思います。

○事務局

それでは、本日の欠席をお知らせいたします。本日は、小平児童相談所、田口委員が公務のために欠席でございます。また、子育て支援課長が体調不良でお休みをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、協議会に移らせていただきます。

会議の進行は会長にお願いしたいと思います。馬場会長、お願いいたします。

○馬場会長

おはようございます。東京学芸大学の馬場です。

ただいまから第VI期第5回小金井市子ども家庭支援センター運営協議会を開催させていただきます。

本日は、皆さん、ほんとうにお忙しい中、お集まりくださってありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の資料について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

笠井です。資料の確認をさせていただきます。

本日は、次第が1枚、席次、名簿が両面になっているものが1枚、資料15と書かれているホチキス留めのものが1部、資料16、ホチキス留めのものが1部でございます。お手元に資料がない方、いらっしゃいましたらお申し出ください。

事務局からは以上です。

○馬場会長

それでは、これより会議の進行を次第に沿って進めていきたいと思えます。

まず、平成28年度子ども家庭支援センター事業中間報告について、お願いいたします。

○事務局

子ども家庭支援センター、笠井です。では、平成28年度子ども家庭支援センター事業報告、上半期をさせていただきますと思えます。

まず、途中経過でありますため、暫定値となりますので、その点についてはご了承いただければと思えます。今年度の傾向がご説明できればと思っております。

まず、(1) 総合相談です。実件数をごらんください。合計を見ますと256件となっております、上半期ですので、大体倍にすると、1年間を想定いただきますと、全体としては昨年度より若干の増加が見られるような推移で経過しておりまして、平成26年度あたりと同推移と考えております。

養護相談の実件数を見ていただきまして、児童虐待相談が53件、養育困難相談が46件となっております。昨年度に比べると、養育困難の事例に増加が見られております。

一方で、育成相談のほうが、今回56件ということで、数が少ないという印象を持っています。

その他相談件数が、増加しております。その他相談ですが、こちらは子ども家庭支援センターでやっておりますヘルパー事業や、ショートステイなどのサービス調整に関するもの、あとは、どこの機関に相談したらいいですかというような問い合わせの相談などもこちらに入っています。また、児童相談ではなくて、同居のご家族に関するご相談

というの也被まれております。今年度は、比較的同居家族に関する相談が多く見られているような印象がございます。また、そちらのご相談は、必要に応じて女性相談をご案内する場合もでございます。

次に、延べ件数をござらんいただきまして、児童虐待相談件数は、実件数が53件に対して、延べ件数が640件でございます。こちらを見ますと、継続しての相談が必要なケースが増加しているというふうに考えられます。活動回数もご覧いただくと2,455件ということで、27年度に比べると、28年度の延べ回数を2倍にすると、少し数が増えていきますので、1件に対する活動数や延べ相談件数が増えている状況が今年度はございまして、調整や他機関と色々やりとりをするような困難ケースや問題ケースというもの若干増えているのというふうな考えを持っております。今年度は1回で終わるケースというよりは、何回か対応して終えているケースが多いような傾向があります。

次に、総合相談年齢別になります。例年に比べ、0歳～6歳が若干少ない推移で経過をしてございます。平成26年度あたりから、小学生以上の児童に関する相談が年々増加傾向ということは以前からお伝えしていますが、本年度につきましても同様でございます。資料の16歳～18歳の児童に関する相談のところを見ていただきますと、こちらが多いことがわかります。増加の背景には、要保護、要支援児童、そして、子ども家庭支援センターで支援してきた児童が、今年度、高校に進学したというの関係があるかと考えております。また、高校生本人からの相談も今年度は数件ございまして、本人が直接電話相談してきてくださるものもあれば、ご家族からの相談を受けていて、高校生のお子さんと直接話をしてほしいという要望から、直接高校生ご本人と面談をするということもございました。継続相談の中には、直接子どもと継続したかかわりを持つお子さんも、数名ですけれども増えてきている状況になっています。

次が、2ページ目に行きまして、児童虐待相談、虐待種別のご紹介です。申しわけありませんが、資料の訂正がございます。平成27年度の数値が間違えております。性的虐待が50件になっておりますが、こちらは0件です。心理的虐待が16件になっておりますが、こちらが50件です。ネグレクトが0件になっておりますが、こちらが16件でございます。大変申し訳ございませんでした。

虐待種別につきましては、ここ数年の傾向同様、心理的虐待が増加傾向でございます。今年度は非虐待事案も多く、割合としましては53件中19件ということで、35%ほどを占めております。泣き声通告は比較的小さい子どもの特性に関する場合が多く、訪問すると、

親御さんも困っているというような状況もありまして、そのまま継続的な支援対象になる事案もございます。以前もお話しさせていただいたのですが、近隣苦情のような通告もやはりありまして、子どもさんの泣き声がうるさいとか、あとは大きな声がうるさいというような、心配というよりも、うるさい、迷惑というような通告も含まれております。子育てする親御さんには、ちょっと厳しい周囲の目を感じることもございました。

また、傷、あざの発見のような身体虐待の通告は例年に比べると今年度は少ない状況でございます。

次に、虐待通告別でございます。今年度も前年度同様、近隣・知人が一番多く、次いで学校からの通告が多い状況です。例年に比べ、保健センターからの通告が今年度は少ない状況でございますが、保健センターとは通告だけでなく、日々の連携は密にとらせていただいているところでございます。

次に、専門相談です。こころの相談を10回まで開催しております。1回3枠の相談なので、予約の時点では埋まることが多いのですが、小さいお子さんをお持ちのため、当日キャンセルという形もどうしても発生してしまいまして、件数としては26件となっております。継続利用を希望する方も多く、ご自身の気持ちの整理や、同居ご家族とのかわり方など、直接子どもに関与しない部分でのご相談も、こちらの専門相談ではお話をされております。

次です。3ページ目に移りまして、ひろば事業、ゆりかご相談になります。ゆりかご相談は、上半期188件となっております。親子遊びひろばの利用人数も見ていただきまして、今年度、上半期のひろば利用は、総数で1万2,838件と、昨年度より若干多い人数で推移しております。利用者数は前年度と同推移なのですけれども、相談件数を見ていただきますと、例年、2倍をしても、相談件数が少ないというような印象を受けておりまして、こちらの背景につきましては、職員さんの入れかわりが若干あったことや、遊びのプログラムを、今年度ゆりかごのほうで増やして下さっているところもありまして、ひろば行事を取り入れたことで、そちらの準備に職員さんがかかわっていたということもあるという話をさせていただいているところです。ひろばを利用される方が、純粋に相談があまりなかったということも考えられますので、要因は不明なところが多いです。引き続き、ひろばのほうでは相談しやすい環境は意識してつくっていきたいと思っております。

利用年齢を見ますと、今年度は1歳、2歳児が多く利用されています。比較的0歳児

が例年多いのですけれども、今年度は1歳児、2歳児が多く利用しています。未就園の子どもたちが積極的にこちらのひろばを使われているということが、この数字からもわかります。一番手のかかる時期ですし、ひろばでママ友をつくり始める時期でもありますので、イヤイヤ期の子どもさんへの対応や、お友達同士になれるような声かけを職員の方でも促すようにしています。

次が、ファミリー・サポート・センター事業の会員数です。こちらは資料のとおりで、若干ですけれども増加をしております。

次に、要保護児童対策地域協議会です。7月21日に代表者会議を開催しています。子ども家庭支援センターとの連携における視点や課題ということで、各関係機関から項目についてのご意見を挙げていただき、共有をいたしました。実務者会議は5月31日と8月29日に実施しております、現在2回が終了しております。5月は全体会で要対協の説明と進行管理を中心に実施しております、8月は就学児童関係機関の会ということで、就学に携わる機関で、事例を通して連携のあり方を深めております。

平成28年度の子ども家庭支援センター中間報告は以上になります。

○馬場会長 それでは、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

○古源副会長 古源です。①の相談件数の表のところなのですけれども、前回の27年度の事業報告では、要保護児童の児童数が出ていたかと思うのですけれども、そうすると、この活動件数に対して大体1人に何回ぐらいとかということが前回分かったような気がしたんですが、今回、要保護児童数を書いていない理由があるのでしょうか。

○事務局 笠井です。要保護児童数は、大体年間でご報告させていただくときに挙げていた数値です。中間だといろいろ動きがあるので、今回は載せておりません、1年間終わったところでご報告をさせていただいております。

○古源副会長 ありがとうございます。

○壽原委員 壽原です。例年の傾向、そんな大きな特徴的なのはないということがわかりましたけれども、1ページ目のその他の中で、同居家族の相談という、具体的におっしゃらなかったのですけれども、例えばDVとか、そういう絡みなのかということが1点と、2ページ目の児童福祉施設の6という、保育所以外の児童福祉施設という、どんなところから通告があったのかというのを、ちょっと教えてください。

以上です。

○事務局 笠井です。1つ目の同居家族に関する相談というところですが、今、壽原委員からも

お話がありましたように、DVというお話もありますが、どちらかというところまでいくものではなくて、ご主人の育児協力が得られないというところで、もやもやされている気持ちのお話だったりとか、あとは同居の祖父母との関係性のお話というのも、本年度は、何件かいただいておりまして、同居のご家族との、お子さんを通しての対応の仕方とか、あと、子育ての意見が違うというところで、母としてどういうふうにおばあちゃんに伝えたらいいとか、ご主人に声をかけたらいいかなど、そういったご相談の内容が多いかと思います。

ただ、夫婦間のDVのご相談も、前回もちょっと出たと思いますが、子ども家庭支援センターでも一報は受けさせていただいて、他の機関につなぐということをしていただいているのですが、こちらのご相談も少なくはありません。

もう一点の、児童福祉施設でございますが、学童保育所とか児童館のあたりが児童福祉施設にあたります。

お願いいたします。

○壽原委員 ありがとうございます。

○諸澤委員 諸澤です。児童虐待相談で近隣苦情のようにになっているというのは、電話を受けた場合、どのように対応されているのでしょうか。

○事務局 笠井です。近隣苦情であっても、一応連絡をいただいたときは通告という形でいただくので、通告をいただいた場合は、子ども家庭支援センターが必ず現認に行くという決まりがあるので、家庭訪問はさせていただくのですけれども、あくまでもお子さんを育てるに当たって大変な部分がございますかというような質問で行かせていただくんです。そうすると、なかなか泣きやまないお子さんで、「結構ご近所に迷惑かけていますよね」と回答される親御さんがいらして、こちらも、「そうですよね、大変ですよ」という形でお話をして、いきなり市役所の職員が行くと、頑張っているお母さんはすごくショックが大きくて、余計外に出られなくなっちゃうとか、気にしちゃうというところがございますので、そこでよくよくお話をさせていただいて、すごく頑張っているのもよくわかりましたということで、何かあったらいつでも来てくださいということでお答えはするのですけれども、一応、行かなきゃいけないため、訪問には行かせていただきます。

通告をいただいた方に対しては、基本的に私たちが動いた結果というのはお伝えしないのが原則になっていますので、特に訪問した結果がこうでしたということは、お知らせは一切していません。ですので、通告の方が苦情のようなものが2回、3回来る場合

は、子育ての時期ですので、泣き声はあっても当然のことですよというようなことを、通告の方に逆にこちらがご説明するということは、一般論としてですけれども、ございます。

○諸澤委員 わかりました。

○高木委員 高木です。今の質問と、私もすごく気になった内容だったのですけれども、実際、知り合いが2人、訪問を受けたことがあって、特に問題なく、お話で終わったという話だったのですけれども、電話を受けてから、やはりショックで、すごく相談を受けたんですよ。なかなか日常にないことが起こったことで、お母さんが逆に動揺していたので、電話の時点で、お話しだけですよということが、もっとやわらかく伝えればいいのかということ、今ちょっと感じたというか……。

○事務局 笠井です。通告の一報をいただいたときは、対象者の連絡先がわかるわけではないので、どうしても突然の訪問になってしまいます。なので、それが多分お相手の方はびっくりされると思うのですが、連絡先までを把握しての通告はないですので、突然同うというのは、どうしてもこの案件の場合は、いたし方ない方法だということでご理解いただけたらなと思いますし、こちら、突然の訪問で非常に失礼に当たるというところは理解した上での訪問をさせていただいておりまして、そこは私たちが気をつけてはいます。

○高木委員 ありがとうございます。

○諸澤委員 諸澤です。1ページ目の相談件数のところで、継続の必要な件数が増えているということだったので、1件の重い案件が増えているのだと思うのですが、職員の方の対応が間に合うのかどうかを、職員の方、残業がすごく増えちゃっているんじゃないかとか、手が回らなくなっているんじゃないかというところを教えてくださいませんか。

○事務局 笠井です。件数が増えれば必然的に業務は増えていくところがございますので、職員の方は必要に応じて時間外で残っているということはもちろんございます。職員の増員というのは、件数が年々増えていますし、全国的にも児童虐待は、皆さんもご存じだと思いますけれども、28年度10万件を、超えているというような報道もございましたので、年々増えているのは市町村も変わらないということで、検討中です。

○諸澤委員 ありがとうございます。

○黒木委員 黒木です。出向者ということで、相談をされるのですよね。通告をしたいですけれどもどうしたらいいかという相談を受けて、一応、こちらに連絡するようには言ってい

るのですけれども、相手、どこどこのお宅でということになるじゃないですか。だから、そういう方の気持ちを考えると、しないほうがいいのかとか、いろいろ悩みの相談を受けることがあって、どうしたらいいのかとか、すみません、これとは違うのですけれども……。

○事務局 ありがとうございます。子ども家庭支援センターの立場からですと、ご心配な家庭については一報を必ずいただきたいというのがお願いです。それは子どもさんの安全と安心の確認を第三者がする機会になるというのが一番大きな理由で、一応、法律にも通告者を明かさないとというのが子ども家庭支援センターや児童相談所の決まりになっていますので、匿名の相談でもいいですし、お名前を言っても構わないのですけれども、その人が特定されるような状況を相手の対象の方にお伝えすることはしないように、こちらで配慮させていただきますので、そこはご安心して連絡をいただきたいなと思います。

○黒木委員 通告した後の相手のことも考えたりとか、いろいろ何かなさっているみたいなので、そのように伝えておきます。ありがとうございます。

○高木委員 高木です。前の会議でもずっとお話は伺っている部分なのですがすけれども、改めて虐待報告の線引きと伺いますか、基準が2ページ目の児童虐待相談でも、仕分けはされているのですがすけれども、例えば非該当というのは、こうじゃないかと通告を受けたけれども、違いましたということですよ。多分、ものすごく難しいと思うのですが、仕分けをするのは。なので、基準をもう一度伺ってもよろしいですか。

○事務局 笠井です。虐待相談とその他の相談という区分けにつきましては、前回お話しさせていただいたかと思うのですがすけれども、通告に関しては全部虐待相談というような形で最初は扱わせていただきます。あと、相談の中でも、話の中で、日々どなってしまったりとか、子どもさんに対して無視をしてしまったりとか、あとはお母さんの体調があまりに悪くて、お子さんの世話ができないというような話で、またさらにご訪問もさせていただいて、おうちの状況を確認した上で、育児ができない状況の場合は育児放棄の虐待というところで判断をさせていただくのですけれども、言葉でこうだから虐待ですというのは、難しく、子ども虐待対応の手引きにリスク項目が幾つかあるので、その項目と照らし合わせて、そこに当てはまるものが多いご家庭については児童虐待という形で判断をさせていただいております。

 最近、お子さんの特性があって、ご家族の中でお子さんが成長するに当たって家

庭の問題が大きくなっている事案もありまして、そういったのも、お子さんの特性が強いがゆえに、子どもに当たる親御さんの厳しさが強くなってしまったりというのも、一応虐待で扱うものもあれば、発達障害であったり、非行で扱ったりということで、明確な線引きというのは、難しい部分です。

- 高木委員　　すみません、難しい質問をしてしまって。ありがとうございます。
- 野崎委員　　野崎です。この通告があって、今年度でいうと53件、53人というふうに考えていいですね。
- 事務局　　そうです。
- 野崎委員　　この子たちの顔を実際に確実に確認しているということで認識してよろしいでしょうか。
- 事務局　　基本的には「はい」です。ただ、所属がある場合は、所属の職員をもって確認ということも一応可能と言われているので、すぐに会わなくて、お母さんと関係性ができてからお会いしたりという方もいらっしゃるのですが、何人かはお会いできていないものもあります。小さいお子さんは、直接会ってお話しというのもなかなかできないので、所属先に行かせてもらって、会うというよりか見るというような対応で終わる方もいらっしゃいます。ほとんど会いに行っています。
- 野崎委員　　よく事件というか、起きたときに、実際に顔を見ていなかったという場合がほとんどだと思うので、それがきちんと確認できているならば安心かなと思っております。
- 事務局　　通告に関しては、行っていないおうちはないですね。全部お家のほうまで行かせていただいています。
- 森委員　　森です。先ほど、特性が多いとおっしゃって、特性だけを聞いたときには発達障害のお子さんとか、障害によって、例えば目立つ言動とかでおっしゃっているのかなと思ったら、特性、そしてさらに発達障害のお子さんだとかというふうにおっしゃったので、特性の中身というのは、気が強いだとかそういう程度の特性なのですか。どういう中身なのかなと思って、お尋ねします。
- 事務局　　笠井です。発達障害があるという診断なり療育なりを受けているお子さんと、そういうものを受けていないのですけれども、明らかにこだわりが強かったり、落ちつきがなかったりがあるお子さんを、発達障害の項目があるのですけれども、こちらに入れられなくて、一応、養育困難に入れさせていただいているような状況で、診断名や療育機関につながっていないお子さんで、ちょっと周りとのトラブルが生じているお子さんは、

特性という形で呼んでいます。おそらくどこか専門機関につながると診断がつくのではないかなというようなお子さんです。

これでご説明になっていますか。

○森委員

わかりました。

続けてですけれども、そういうお子さんたちが、必ず通告があったということは訪問されるわけですから、次のしかるべきところにつなげていって、つながるという場合も圧倒的に多いですか。それとも、しばらく様子を見ないと、なかなかお母さん自身がか、納得できなかつたりとかというようなことも多いのでしょうか。どうなのでしょう。

○事務局

おっしゃるとおりで、「行ってみます」と言ってくれるのですが、実際、3カ月後とかにご連絡すると、行けていませんというようなご回答があったりしますので、なかなかつながりづらいという印象はございます。やはり波がご家庭の中であるようで、非常に困るときと、落ちついて少し静かになるときがございますので、大変なときは大変だとおっしゃられるのですけれども、少し鎮静化したときにご連絡すると、私たちの機関に対しても、拒否ではないのですけれども、もう結構ですというような形でご回答されることが多いので、紹介させていただいた機関まできちんとつながるというケースは、そこまで多くはありません。

○壽原委員

壽原です。虐待相談のことなのですけれども、53件で19件非該当ということは34件ということなのですけれども、要するに、通告という、ある点だけとられたデータだと、どのぐらい大変な思いでケースワークされているのかが見えないということで、今日この場ではいいのですけれども、どういうふうに表現するか、中には注意喚起して、2週間で終結というのものもあるとは思っていますけれども、それから、この年度以前に受理して、まだずっと続いているという、その辺の、どのぐらい大変なケースがあるかというのは、その辺のデータがないと見えないと思う。

今日、1点だけ質問したいのは、児童相談所と、多分、四半期ごとに進行管理ということで、虐待ケースに限定して、お互いに持っているケースの報告をし合っていると思うのですけれども、それは多分、過年度分も入っていますよね、おそらく、今、生きているケースという。それは大体何件ぐらいなのか。

○事務局

今、要保護児童で扱っている件数が、年度で終結したのも入ってしまうので、その辺の終結したのを抜いた数だと200件ぐらいは、各担当で振り分けて持っているケースがあります。

- 壽原委員 壽原です。それは、ケースとしてはまだ継続しているけれども、基本は学校で見守りを依頼して、あるいは保育所で何かあったら連絡してねということで、でもおしまいにするにはちょっとまだ不安みたいなのも含めてですか。
- 事務局 含まれています。
- 壽原委員 だから、全部が全部、日常的にこちらのケースワーカーさんが動いているわけではないのも含めてですか。
- 事務局 含めて200件。要保護児童として、他機関連携をまだ持っていたい事案については、そのまま持っているのです。
- 森委員 森です。先ほど、3カ月後にお電話してとおっしゃいましたが、通告があつて、そのときに対応した後でも、そんなふうきちんと対策を講じていらっしゃる、何か基本的な線はどのようなものなのですか。
- 事務局 笠井です。家庭訪問に行かせていただいて、そのときに結構認めてくださるお母さんもいるのです。あの日、どなりましたとか、たたきましたとかと素直に言ってくださる方は、一応そこまで深刻ではないけれども、様子を見るために、1カ月後にお電話をするようにしています。大体3カ月ぐらい持つ方が、通告の場合は多いので、ちょうど四半期報告という、報告の切れる時期と重なるので、1回3カ月は見ましようということを決めています。基本的には、終わるときは必ずお電話をして、最近のご様子はどうですかというのを確認してから、お母さんの困り事を聞いて、関係機関にも、所属の学校とか保育園にも、通告の場合は必ず様子確認をさせていただくので、そちらのほうにも様子を伺って、どの機関も問題がないというか、心配がないということであつて、初めて終わりますということのご連絡をして、それが大体3カ月ぐらいをめどにさせていただいているというものです。
- 高木委員 高木です。素朴な疑問だったのですけれども、1カ月、3カ月見るとというのが、例えば2月に通告を受けた場合はどうなるんですか、年度をまたぎそうな場合。
- 事務局 またぎます。
- 黒木委員 黒木です。これもすごく素朴な疑問なのですけれども、通告があつて、どれぐらいの時間単位で相手のお宅にお邪魔するのでしょうか。
- 事務局 笠井です。一応、原則は48時間以内というふううたわれています。それは児童相談所と同じ考え方で動かないといけないと思うのですけれども、以前に子ども家庭支援センターでかかわりがある方が、再度通告として入ってくるという方も少なくないです。

子ども家庭支援センターに過去に相談歴がある方の場合は、ある程度の家族情報だったり、子どもさんの様子が分かるので、そういう方の通告の場合は、慎重に入り口を考えると、必ずしも48時間以内に訪問に行くという手段はとっていません。ただ、ほんとうに近隣通告が全く初めての方というのは、土日を挟む場合は長くなってしまうこともあるのですが、基本は2日以内から3日以内には訪問に行くようにしています。

○黒木委員 ありがとうございます。

○高木委員 もう一つ、素朴な疑問なのですけれども、子家センが訪問に行く、児相も同じようなケースがあると思うのですけれども、受けた側がどちらだったかということで訪問に行く側も変わるのでしょうか。いきなり児相の方が行かれる場合もある。

○事務局 笠井です。今は児童相談所も、子ども家庭支援センターも、通告を受けますというふうになっているので、通告を受けた機関が、現認と言われる、お子さんの安全を確認するということになっていますので、児童相談所に通告が入れば児童相談所の方が訪問に行くということをされています。ただ、来年度から児童福祉法が改正になりまして、児童相談所からの事案送致という形で、市町村に事案をお願いしていいですよというものが新しく新設される予定になっています。今のところ、児童相談所からどういう事案を市町村に送致するかという話は全くないのですけれども、想定の中には、泣き声の通告が児童相談所に入った場合は、市のほうがすぐに行けるというところがございまして、市町村にやってくださいという形で連絡が来るようになるのではないかと、これは想定範囲なのですけれども、考えています。

○高木委員 ありがとうございます。

○馬場会長 馬場です。ずっと虐待のことにしてお話が続いていますが、ゆりかご相談とかひろば利用とかについても、もし何かありましたら、ご意見、ご質問等、していただけたらと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

○諸澤委員 諸澤です。ひろば事業、全然この資料とは関係ないのですけれども、利用していて気になったのが、受付にパソコンがあるのですけれども、そこにわりと利用者の一覧が出ていたりして、電話番号とか載っていなかったとは思うのですけれども、個人情報でもあるので、なるべく利用者側に見えないような設置か、ロックをかけるかをしていただけたらなと思います。

○事務局 ゆりかごの松藤です。受付のパソコン……。

○諸澤委員 パソコンがあって、そこに、先月ぐらいだったか、一覧が出ていたのですね。職員の

方は離席されていて、そのままの画面になって……。

○事務局 ゆりかごの松藤です。ありがとうございます。私ども、遊びにいらした方たち、バーコードで全部毎日登録をしています。いただいたカードの裏にバーコードが張ってありまして、それで読み取りをして、その方が何時何分にいらして、退所のときにまた打って、この方は滞在時間が何分ぐらいだったとか、お子さんとお母さんがお一人ずつだったというのをデータで見るようにしています。基本的にはその方のだけ出るのですけれども、時々カードをなくしましたとかとおっしゃる方、新たにカードを発行するときに、情報を出しますので、多分、その担当の職員が席を外したとか、何かで出た可能性があります。十分今後注意いたします。ありがとうございます。

○古源副会長 古源です。今、人員管理のお話が出ましたのでお伺いしたいのですが、ここに出ているひろばの利用者人数というのは延べ人数だと思うのですが、どれくらいの親子の方が利用されているのかという実質の人数がわかれば教えていただきたいです。

○事務局 ゆりかごの松藤です。同じ方が例えば……。

○古源副会長 リピーターさんが入っているということですよ。

○事務局 そうです。

○古源副会長 特に私が東のほうなので、どのくらいの方がここを利用できているかというのをちょっと知りたいなと思ったのです。

○事務局 データで1日ずつそれを拾い起こしていかないと、多分出ないです。そこが難しいです。

一日で申しますと、大体平均50組の来所があります。ただ、貫井北五丁目あたりの方は、午前、午後、1回ずつ来所する方もたまにいらっしゃいますので、50組全部が違うメンバーかという、そうではない場合もあるかと思えます。

○古源副会長 わかりました。ありがとうございます。

もう一つ続けてお伺いしてもよろしいでしょうか。先ほど、ゆりかご相談が今年度ちょっと少ないというお話を聞きまして、逆に、27年度に関しては、ゆりかご相談、ひろば相談、多かったときに、職員がひろばのほうに出られていたから話をよく聞けたじゃないかというような、お話を全部伺えたと思うのです。今回、遊びのプログラムを増やしていただいたことで、そちらに逆に人がとられちゃったという理解でよろしいですか。

○事務局 ゆりかごの松藤です。1点、私、大事なことが抜けておりまして、職員の総数は同じなのですが、前年度いた中堅の職員が異動で抜けました。その後に新人の職員が

入りましたので、総数としては同じなのですけれども、やはりお話を聞ける職員が減ったというのは、この数字に出ていると思います。実質、今年度4月、それから7月にも職員1名ずつ、嘱託職員と非常勤の職員ですけれども、入りましたので、事業の数は少し増やしましたが、ひろばに出ている職員の数は減ってはいないと思います。ただ、ほんとうにお話を聞ける職員は3名ぐらいしかいないという現状はあります。よろしいでしょうか。

○古源副会長 ありがとうございます。

○森委員 森です。親子で参加をしているという、どうしてもお母さんと子ども、中にはお父さんと子どもという場合もあるかと思うのですけれども、余談みたいな話なのですが、私の友人が、ばあばで、娘さんがお産で帰ってきて、上の子を連れてひろばをよく利用すると言っていて、すごくいろんなことが整っていて安心して遊ばせられると聞きました。若手の方が入って、気安く相談になかなか乗れないというようなことでの、件数に影響が出ているとおっしゃっていたのですけれども、市役所側は次年度の人員要求に人を、何名か知りませんが、出していらっしゃる。ひろばのほうはこれで十分だというふうにはきっと思っていないと思うのです。

 というのは、私が現場にいたときには、ほんとうにここで数字に出てくる裏の部分、通告の後、1カ月、3カ月でくまなく対応しますし、事務的に電話をかけてどうですかではないですから、ほんとうに、一見無駄に思えるような時間をたくさん費やさなきゃなりませんよね。だから、その辺のところの厚い配置というのが今の時代になかなわないとしても、やっぱり声を出していかないといけないのかなというふうな気がして、こっち側のページと、こっちはうまくリンクすれば、数字はきっと左のほうは減っていくはずですし、そういう意味でも、こういう会はかた苦しくて、なかなか気安くいろんな意見を言えないのですけれども、平べったく言えば、来年は何人ぐらい人が増えてほしいとおっしゃっているのですかとか、ゆりかごさんはどうなのですかとか、ほんとうは聞きたいところでもあります。苦労をよく知っているものですから。

○事務局 ありがとうございます。笠井です。人員については、委託事業者さんとも話はしておりますが、委託契約上の関係で、今の総額を増やすことができないというのが現状です。ただ、事業の見直しなども、この先、ないとは言えないところがありまして、はっきり何を増やすというのは全然ないのですけれども、今後、子ども家庭支援センターの役割とか、やっていることの中身を委託事業所さんとはまた詰めていかなければいけないこ

とが発生するかと思っております、そのときに人員をつけないといけないというよう
な話が出た場合は、市としても検討していくというぐらいしか、今はお答えできない苦
しいところでございます。

○森委員 ですから、せっかくここに河野さんがいらっしゃっていますので、委託事業費を増や
してもいいと思うのですよ。安くするために委託ということは決してないと思うので、
ぜひそんなことも反映していただけたら、子どもたちが、つぎのうのニュースでも、
二十歳にまだ手の届かない男の子が、お母さんも同時に自殺しましたよね。そういうこ
とって、ほんとうに子どもたちが大事にされればちょっと違うのかなと、親御さんへの
支援がもっと行き届いていたら違うんじゃないかなと、ああいうのを聞くたびに考えち
ゃうんですけども、そのためにも何か充実していったほしいなと思いました。

○事務局 ありがとうございます。

○高木委員 高木です。引き続き、ゆりかごの親子ひろば利用についてなんですけれども、最近、
息子が、会議に参加し始めたばかりのときは1歳半だったので、よく利用させていただ
いたのですけれども、今はもう5歳なので、あまり利用させていただく機会がなくなっ
てしまって、ひろばの様子が、職員さんがかわったことなども含めて全然把握すらして
いなかったんですが、全体の数字から見て、例えば0歳の来訪者、0歳のお子さんを持
つ方が減っていたりだとか、多分1、2歳が増えているというのは、引き続き、0歳で
よく利用されていた方の年齢が上がったという形だとは思うんですけれども、初めて、
足を踏み入れない場所だと、なかなか入りづらいという現状が引き続きあると思うので、
たまたま私は、妹がおいごを産んだばかりで、他市なのですけれども、子ども家庭支援
センターや児童館に行くのはちょっとまだ勇気が出ないという話を、直接当事者という
か、初めてママになる人の声を聞いて、うまく広報できたらとか、健康課の訪問と、ま
たうまく連携できたらというのは、とても強く感じました。

以上です。

○諸澤委員 ここは場所的に国分寺市の市民の方も利用されると思うのですけれども、それがどの
くらいの割合になってきているのかということと、あと、私たち小金井市民も、府中寄
りに住んでいると、府中の家庭支援センターを利用したりするので、そういうところで
相談をしたこと、軽い相談だったらいいのですけれども、例えば府中のほうで相談をし
た案件がこちらの小金井市の家庭支援センターと、交流といいますか、情報交換みたい
なことをする機会とかの必要があると思うんですけれども、そういったことはされるこ

ともあるのでしょうか。

○事務局 ゆりかごの松藤です。まず、市外の方、やはり多いです、ご利用される方。国分寺、小平。申し訳ありません。手元に数字がございません。

○事務局 総数がすぐぱっと出ないのですけれども、1万2,838人の中の450人ぐらいは他市の方の利用です。

○事務局 この450の中には、小平、国分寺の方が大変多いのですけれども、先ほどありましたように、里帰り中のお孫さんを預かっているおばあちやまがお見えになったりとか、ご自身が里帰り中という他県の方もいらっしゃいますし、23区内、東京都下の方たちも結構入っていらっしゃいます。

○事務局 笠井です。先ほどの他市に連絡とか情報共有というところなのですが、ひろば同士というのは基本的にはやりません。ひろばの中での相談に関してはやりませんが、ひろばに来た方で相談ということで、市役所の直営のほうに一報いただいたものについては、他市のほうにつなげさせていただいています。ただ、他市からひろばを利用した方というふうな形で情報をいただいたのは、ほとんどありません。

○諸澤委員 諸澤です。ひろば相談で、国分寺市の方の相談があった場合、国分寺、重目の悩み相談だった場合は、国分寺市の市役所に連絡されたほうがいいですよということを案内するということ。

○事務局 笠井です。ご本人にもお伝えして、こちらの受けた相談を国分寺の方にお伝えさせていただいていいですかというのを確認して、お伝えします。結構勇気を持って言った方というのがわりと多くて、相手の地区の担当の方のお名前を伺って、何々さんという方宛てにお電話してもらえれば、こちらでお話しできていますからねとつなげていくようにしています。

先ほど、高木委員が発言していただいたのが、そのままお返事がないまま諸澤委員へ行ってしまって申し訳ありませんでした。高木委員の、初めていく場所で、なかなか行きづらいというところにつきましては、ひろばのほうでも、新しい方に対してご説明するというのは、かなり丁寧にやっはくださっているのですが、確かに来ていただくまでの宣伝というのは、健康課の健診の中とか、あとは赤ちゃん訪問の中でももちろん宣伝いただいているのですけれど、それ以外のところで積極的に何かというふうなことは、今はやれていないというのが現状です。

○高木委員 高木です。例えばゆりかごを初めて利用するというよりも、例えばエンジェル教室だ

とか、離乳食講座などに、そういったことは、多分、0歳のママたちはとても興味がある、関心のあることなので、そういったことをきっかけに利用される方が多いですね。逆に、足を運びづらい方というのは、うちの妹は結構引っ込み思案というか、わりとママ友とかを逆にあまりつくりたくないというか、そういう輪が面倒くさいと感じるタイプの人も、多分、特に今の若い世代の方は多いと思うのですよね。コミュニティーがもう既にあるのに、さらに増やすのかみたいな部分とかも、年齢が上がるにつれて所属先は出てきますし、絶対にコミュニティーを持たないといけないということはわかっているけれども、そこまで焦っていないけれども、悩みを共有する友達がなくて、結局、兄弟に相談する相手がいればいいんですけども、そうじゃない人もいて、それが結構、自分のキャパを超えるぐらいぱんぱんになってしまうことは結構問題なのかなという気がしました。

○事務局 ありがとうございます。笠井です。小金井は、健康課と子ども家庭支援センターが同じ場所にあるというメリットが一つありまして、乳幼児健診は、基本的に住民票があるお子さんに全通知されるので、小金井市の3、4カ月健診は98%ぐらいの受診率があったと思いますので、その方々は一度は必ず保健センターに足を運んでいただいています。1階に遊び場があるよというのはご説明いただいていると思います。立地の関係で、どうしても遠い、梶野町とか東町の方は、続けてまたここに来るとするのは難しい方もいらっしゃるのですが、子ども家庭支援センター、ゆりかごがあるという周知は、健康課さんの事業を通してできていると思います。

○諸澤委員 今のゆりかごの周知というところなんのですけれども、今利用している側としては、これ以上来て、場所的にも、職員さんの的にも対応できるのかなと。私も、今日、ゆりかごに行きたいと思っても、でもいっぱいだからやめようとか、まだ赤ちゃんなので、踏まれたらとか、そういうこともあるので、周知も必要なのですけれども、受け入れるキャパもちゃんと用意できたらとか、例えば集中する時間とか決まっているので、ここを開放していただけたらとか、ちょっと思ったりとかもするのですけれども、赤ちゃんや幼児、走り回る子たちが分かっていると安心して遊べるかなとは思っています。

○事務局 ありがとうございます。ゆりかごの松藤です。今日はとても多いですねと、受付のところでおっしゃって、中をのぞいて、今日は帰りますというのが、実は時々聞かれます。大変申しわけないのですけれども、やはりお母さんが判断をされることなので、その引きとめはとても難しいです。昨年後半ぐらいから、午後に関してですけれども、ひろ

ばの時間帯に、ちょっと大き目のお子さんたちが走ったりしますので、別室、あいている部屋で、例えば粘土遊びなどを始めてみました。ただ、午前中、特に曜日で申しますと、木曜日が大変多くて、健康課さんで歯科健診とかすこやか相談というのをやっているのですね。それが終わって、せっかく出てこられたので、ゆりかごが開くのを待って、そのままゆりかごで遊ぶとおっしゃる方が大変多くて、木曜日は午前中だけで50組から60組ぐらいの方がいらっしゃることもあります。その過ごし方というのは、私たちももう少し丁寧に見なくてはいけないなと思います。ありがとうございます。

○事務局 この間の火曜日はすごく人がいなくてびっくりした平日がありました。あれ、お休みでしたっけと思うくらいに人がいなくてという曜日もしっかりと時々あります。なので、木曜日というのは混む曜日なので、そういう周知も、もしかしたらゆりかごの中でやっていったほうが使いやすいのかもしれないですね。そこはまた工夫させていただきます。ありがとうございました。

○森委員 森です。ファミサポさんの協力会員さん、緩やかですけれども、着実に増えていらっしゃいますよね。それで、なられる方の年齢などはどんな具合なのかとか、あと、昨年聞いて、今までと使い方を変えているんだなど驚いたことは、今、核家族で、ほんとうに子どもとお母さんが向き合って、夕飯の支度も、お父さんがいなくて悶々としているときに、ファミサポさんがただ子どもの相手をしてくれるだけでもすごくほっとするというふうな話がありましたよね。そんなふうには、何かこの半期で今までとちょっと違った特徴とか、ふっと気づいたことなどがあったら、年齢のところと、そこら辺をお聞かせ願えますか。

○事務局 ファミリー・サポート・センター、榎本です。ご質問ありがとうございます。

協力会員さんの年齢につきましてですが、圧倒的に多いのが40歳から59歳の主婦の方でございます。この年代の方は全体の6割から7割を占めていらっしゃるかと思います。20歳から39歳までの方につきましては、非常に少ないというのが現状です。というのは、子育て真っ最中の方が多くございますので、その方につきましては非常に少ないです。今、こちらで1割いらっしゃるぐらいかと思います。今、とても増えているのが60歳以上の方でございます。こちらが2割ぐらいを占めていらっしゃるのではないかと思います。傾向といたしましては、2、3年前から比べますと、60歳代以降の方の割合がとても増えています。

小金井市内でだんだんお子様の数が少なくなってきて、全体的に高齢化社会というふ

うにうたわれておりますけれども、高齢化社会と申しまして、60歳代の方で活動をこちらでしてくださっている方が非常に多いのが現状でございます。大変、皆さん、意欲的でいらっしゃいますし、お元気でいらっしゃいます。それと、60歳代以上の方が私どもの活動のためにお時間を使っただけの割合がとても多いです。子育ても一段落されて、お孫さん世代でいらっしゃるのと、それから、お孫さんがまだおいでにならない方については、第2の地域でのご自分のご活躍という場面において、このファミリー・サポート・センターを一つの手段としてくださっている方が大変増えておられます。今、森委員がおっしゃってくださったように、この活動で、利用の仕方が変わったことというふうに考えますと、一つは、60歳以上の年代の方がお出来になる活動というのがだんだん増えてきたような気がします。ただ、単純にお子さんを見守るというだけではなく、依頼会員自身の親御さんと同じような代の方にご相談をされますと、お母さんの気持ちが癒されたとおっしゃる方もとても増えていらっしゃいます。

使い方の内容にそんなに変わりはないと思うのですが、手伝ってくださる年代が上がられたことで、お母様の気持ちの満足度が、違った意味で上がったのではないかなという気がしています。というのは、40代から50代の方にお預けになれますと、お会いになってみた協力会員さんが、ご自身とあまり変わらない年代だった。協力会員さんは、もう高校生以上のお子様がおありになるのに、まだ自分は二、三歳のお子さんがいらっしゃるという方も多くございまして、そうすると相談をしにくいとか、預けにくいことがあるようです。ただ、60代以上の方に預かってもらい、自分の親のように慕ってお話をされることにより、全く違った視点からお母さんを支えてくださるという利点があると思いますので、その部分では少し使い方が変わってきたような気はしています。

○森委員 男性でもいいですよ、協力会員。いらっしゃいますか。

○事務局 登録をされている方は2名いらっしゃいますが、実際の活動には結びついておりません。

○森委員 例えば夕方の時間、その子とキャッチボールをするというのでもファミサポさんの利用ができますよね。男性ならではの内容も、これからですね。

ありがとうございます。

○高木委員 高木です。ファミリー・サポート・センターの事業について、ちょっと把握していない部分が多くて、ファミサポ会員さん、60歳以上でお幾つまで働けるかとか、そういった基準があるのかということと、時間の限定はどのようになっているのかということな

ど、ちょっと伺いたいです。

○事務局 ファミリー・サポート・センター、榎本です。時間というお話でございましたが、ご利用される方が利用できる時間帯ということによろしいですか。

○高木委員 そうです。

○事務局 ファミリー・サポート・センターでは、利用時間が決まっております。朝6時30分から夜の10時までというのが利用可能時間でございます。1つ目のご質問、登録年齢の制限です。こちらはお子様ではなくて協力会員さんのご年齢でしょうか。

○高木委員 両方教えてください。

○事務局 お子様の年齢につきましては、お預かりできるのが生後2カ月、57日以上、小学校6年生在籍終了時までです。協力会員さんにつきましては、20歳以上、上の年齢制限というのはございません。

○高木委員 ありがとうございます。もう一点いいですか。私の記憶だと、利用者に支払う金額が1時間700円とかそんな形だったと思うのですけれども、合っていますでしょうか。

○事務局 はい。

○高木委員 実は、利用したいなと考えて、ただ、何時間も使ってしまうと結構金額がかかってしまうなど感じて利用できなかったことなどがあって、確認をしたくて、失礼しました。

○事務局 ありがとうございます。

○馬場会長 それでは、時間もありますので、次の、平成29年度子ども家庭支援センター事業計画に移らせていただきます。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 笠井です。続きまして、平成29年度子ども家庭支援センター事業計画についてお話しさせていただきます。資料16になります。

平成29年度につきましては、平成28年度と大まかな事業について変更はございません。新規の取り組みについてをご紹介します。2ページ目をみていただきまして、ひろば事業になりますが、以前から運営協議会のほうでもお声が上がっておりました、ゆりかごC a f eを来年度は月1回という形で、復活させる予定でおります。今年度もゆりかごひろばで一度実施しておりますが、まだお試しといった形ですので、来年度からは事業化をしていく予定でおります。

補足があれば。

○事務局 松藤です。もう一つ、講座のところ、助産師講座(年6回)とあるのですけれども、

そのうちの1回をプレママ、プレパパに集まっていただくというものに、一つ新規で取り組みたいと思います。実は、先日、試行という形で一回実施をしてみました。双子ちゃんを妊娠中のご両親もお見えになりました。きっかけというのが、ひろばの中で、1歳の誕生日を迎えられたお母さんたちに、おめでとうございます、この1年、どうでしたかとお聞きすると、あつという間でしたとか、中身が濃かったというもののほかに、自分の中では出産がゴールだと思っていましたと。出産して、ああ、やれやれと思っていたら、そこから育児が始まって、こんなに大変なのかと。だから、出産がゴールではなくてスタートだったのだというのにやっと気づいたというお声をたくさんいただくんですね。ひろばの中でいろんな、先輩のお母さんたちとつながっていただいたり、助産師さんとお話をさせていただくというものを、6回のうちのたった1回ですけれども、取り組もうと思っています。

○事務局

笠井です。新規の予定は、現在のところ以上です。前回の運営協議会で、子ども家庭支援センターの周知カードについて話があったかと思います。一日でも早く児童が目にするところにグッズの配布をというご意見をいただきました。なかなかこちらで準備が回らなくて、やっと一通り準備が整いまして、これからですが、小中学校と学童保育所、児童館、教育相談所、もくせい教室、図書館、公民館、市民交流センター、小金井市体育館、くりやま公園健康運動センターに、先日ご紹介させていただいたティッシュとマーカーの設置をしていく予定であります。一遍に全部というのが難しいので、11月初旬から順次設置をしていきたいと考えております。

また、連携先に、認証保育園など、無認可の保育所について入れていたほうがいいのかというご意見も前回いただいておりました。そちらにつきましては、要対協の中では非常に慎重に取り組まなければいけない部分もございまして、引き続き内部では検討課題として考えていきたいと思っております。あと、今年度、認証保育園、無認可の保育所については、子ども家庭支援センターの紹介として回りたいというお話はさせていただいておりまして、数箇所の保育所にはご挨拶に回れています。なかなか時間もとれないですが、全園をパンフレットを持って回っていきたく思っておりますので、引き続き時間を見つけ、ご挨拶に行く予定であります。

周知方法につきましても、インターネットの活用などでご意見をいただきまして、こちらについても検討課題として認識しております。子家センターの職員だと、どうしても優先順位が相談だったり通告だったりというところで、なかなか事務的な周知の部分

に手がかけられず、せっかくご発言やご意見をいただいているのですが、すぐに着手できず申しわけないんですが、こちらの部分も引き続き内部で検討を重ねて、インターネットでの周知や相談についても検討はしていきたいと思っております。

29年度の予定は以上になります。

○馬場会長 ご質問、ご意見等あれば、引き続きお願いしたいと思います。

○森委員 森です。連携のところで、前回のところをちゃんと掲げてくださってうれしいのですが、認証と無認可の施設についてはいろいろありましてという話の中身が気になりなので、お知らせくださいませ。

○事務局 笠井です。前回、要保護児童対策地域協議会の中に、認証保育園が含まれているのかというお話をいただきまして、回答としては、今現在含まれていませんというふうにお答えさせていただいております。この要保護児童対策地域協議会のネットワークの中というのは、組織同士で関与しているというのが背景にございまして、保育所も民間保育園協会さんに加入をいただいているので、民間保育園協会さんに加入している園が、要保護児童対策地域協議会に含まれています。幼稚園に関しましても、小金井市の幼稚園協会というのがございまして、その中に幼稚園さんが含まれていますので、その代表の方に会議に出席いただいているというのが現状です。

今、認証保育園に関しましては、認証保育園を集約するような組織がなく、要保護児童対策地域協議会に認証保育園を入れますと、数を把握していませんけれども、十数園の園を一個ずつ入れなければならないというような状況になりますため、煩雑にもなりますし、適切な情報の共有が難しいと思っておりますので、今後どのような形でやればいいのかということも含めて早急な答えが出せないというところで、引き続き検討課題にさせていただきたいというお答えになっております。

それは、認証保育園だけでなく、保育ママさん、個人でお子さんを預かってくださっている方もいらっしゃいますので、こういった方たちも含めて、子どもを守るネットワークの中にどのように入っていただくかというのは、私たちも考えているところです。ただ、認可外保育所等に預けられているお子さんが見落とされないようにしていきたいと思っておりますし、実際に何か問題があつて、相談につながっているお子さんが保育ママに預けられていたり、認証保育所に預けられたりしている場合は、こちらから連絡をして、情報共有はさせていただいておりますので、関わりがあるお子さんについてはいいんですけれども、児童虐待の対応としての理解というのを、関係機関のスキルアッ

プとして、知っていただくというところが不十分なので、一つ一つご説明しつつ、ご挨拶に回ることをまずやりたいというところでとどまっております。

○森委員 森です。関連してですけれども、今、訪問が始まったというふうにおっしゃったのですけれども、保育ママの中にも新制度の中で家庭的保育をやっている方が2名いて、ほかの方たちは保育ママ制度のままというふうなことだとか、この組織の中に入らなくても、困ったときにはというふうな意味では啓発、啓蒙活動を、最後まできちんと、数は多いんですけれども、早目に行っていただくというのがとても大事な。障害児の方を引き受けているところもありますし、その辺のところ、ぜひ周知をお願いしたいなと思います。

○事務局 ありがとうございます。どこに相談していいかわからないとおっしゃる保育所さんも、実際に行くところや行ってくださったりするので、子どもに関することはあらゆる相談を受けるという機関に、子ども家庭支援センターがなっていますので、いただいても大丈夫ですというふうにはお伝えし始めていますので、一応名簿に保育課さんのほうで管理している保育所全部は、本年度中に回りたいと思っております。

○森委員 ありがとうございます。

○馬場会長 ほか、いかがでしょう。

馬場からですけれども、先ほど、来年度以降、人員要求をしていくというお話がありました。私の思い違いでなければ、たしか今回の児童福祉法の改正などに伴って、市町村で要保護児童だけでなく、要支援児童も対象に入ってくると、支援していくことが義務づけられてくるというふうなことを言っていたように思うのですけれども、そうすると、子家センで対象となる子どもさん、ご家庭が増えてくるのかなと思うんですけれども、実際に子家センでそれだけ対応できるキャパが確保できるのかということと、ほんとうに要支援もちゃんと対応してもらえる体制になっていくのかというあたりのところをお聞かせいただけたらと思うんです。

○事務局 笠井です。今までも要支援家庭は子ども家庭支援センターのほうで、要保護、要支援という枠組みの中で支援をしてきていますので、大きくそこが変更することはないかとは思いますが、今、馬場会長がご指摘いただいたみたいに、要支援で、急に何かをするわけじゃないのですけれども、定期的に様子を確認しなければいけないという事例が、どうしても置き去りになってしまう部分はございまして、そのあたりも含めてきちんと支援をしていくということで要求には上げさせていただいているところではあります。

○高木委員 高木です。人員不足というのは、子家センでもゆりかごさんでもあると思うんですけども、改めて人数把握じゃないのですけれども、子ども家庭支援センターで動いていらっしゃる方、ゆりかごで動いていらっしゃる方は実際何人なのでしょう。

○事務局 笠井です。子ども家庭支援センターの直営にいる職員は、今、センター長を含めて7人です。実際に相談を受ける職員は5名で、1名がセンター長で、もう1名は補助という形で入っています。ひろばの職員は、正規が2名で、嘱託職員さんが1名で、非常勤さんが4名ほどいるのですが、その4名は週に2回とか、週に3回というような勤務で来ていますので、実質は正規職員2、臨時職員1、非常勤が1.5ぐらいの割合でひろばを賄っていただいているという形です。

○高木委員 ありがとうございます。ものすごく少ない人数だという印象を受けたのと、私も子ども家庭支援センターの相談でも、ゆりかごさんの利用者としても、両方利用させていただいているのですけれども、例えば、子家センさんで言うと、自分が相談している担当の方がいらっしゃらないケース、電話したときにいらっしゃらなくて、つながりづらいケースがあったり、ゆりかごさんのほうでは、例えば私は息子が小さいころから、松藤さんがずっとひろばにいらっしゃったので、松藤さんという方と、佐々木さんという職員の方が毎回ずっといらっしゃるの、知っている方に相談したいというときに、ゆりかごさんで忙しくなければお問い合わせできますかということが、5歳になった今でも相談させていただくことがあるのですけれども、やはり職員さんが少ない中で、そういった時間をつくっていただくのはすごく申しわけなくて、しづらかったりだとか、多分そういうふうにいる親御さん、お母様はすごく多いと思うのです。電話してもつながらないだろうとか、あと、電話してつながらなくて、またという話をしたときに、逆にこちらが出られないだとか、忘れてしまうということもほんとうに多いと思うのです。もちろんすごく優先順位の高いことをやられている中で、そういったことをしていいのかと思ってしまうたりだとかもあったので、切に人員を増やしていただけることを願います。

以上です。

○事務局 笠井です。ありがとうございます。高木委員のご指摘のとおり、子ども家庭支援センターの職員も訪問に出たりすることもありまして、不在にする時間がどうしても発生してしまうんですね。そこほどの相談機関もそういうものは、申し訳ないですけども、ありますので、その辺は、タイミングが合うというのもなかなか難しいのですけれども、

必ずお電話いただいた場合は折り返しをさせていただいていますので、ご理解、ご協力をいただけたらありがたいなと思っております。

○森委員 森です。せっかくきりりがこの場にかかわっていて、計画の中にきりりという名前と同時に、何か位置づけというのがあるのでしょうかけれども、私には見えないのですけれども、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 笠井です。今、きりりさんと直接情報共有を定期的にするというのは、実はない状況です。4ページの自立生活支援課との実務者連絡会というのを昨年度から設けさせていただきまして実施をしているところなのですが、これは自立生活支援課の障害担当ワーカーさんとのやりとりで位置づけているのですが、その、子どもさんの援助はきりりさんが関与している事案も複数ありますので、この会議をきりりさんともできないかなというふうに考えているところなのですが、具体的にはまだ決まっていません。

○中村委員 実際には要保護のところとか、ケース会議とか、いろんなところには参加はしているのですね、継続的に。ですので、いろんな意味で共有できている部分もあるのかなというふうには思っています。

それから、相談を受けた中で、これは虐待事案でしょうみたいなケースも、やっぱり話している中にもありながら、なおかつその目の前でやるとかという方もいらっしゃるのですね。そういう事例については、一応、こちらが定期的に、すぐまた次の相談を持ってくるとかという形で、全面的にこちらもやっていくけれども、一応、子ども家庭支援センターのほうに報告をして、今、こういう状況でこちらが見守っていますというふうな形で、ちょっとできている部分もあると思います。

困ってしまうケースは、全部含めている方ですよ。いわゆるお子さんにもかわらなきゃいけない、でも、これは家庭もずっと支援していかなきゃいけない、お母さんの状況もあるという家庭がやっぱり長引いちゃっている、ずっと。先がなかなか、学校に行っても、次の学校の中でも絡んできているのですが、なかなかそこにうまくはまらないなと思いつつながら、ファミサポみたいな形が、さっきの年齢のいった方がと言っていたけれども、お金がかからないで、何かそんなふうに派遣ができていて、家庭に入ったらお母さんがお食事もできない、いわゆる生活が成り立っていないわけですよ、お子さんの食事から何から。そういう家庭に、少しそういうサポートというのは、どこがどういうふうにしたらいいのかなというのは、今、悩みながら、それぞれと話ながら、なかなか継続的になっているケースがあるのですね、何件か。それはちょっと私も悩んじゃ

うのですね。

○森委員 森です。個人的にNPOさんを利用されたりする方、いますよね、障害児のお子さんの送り迎えだとか、家庭支援とか。そこら辺がファミサポの事業の拡大ということでしたら、お金の部分を何とか市がとか、いろんなふうにもうちょっと拡大して、救出という言い方は変ですけども、フォローしないと、私も障害を抱えた方のたくさんケースを知っているのですけれども、ほんとうに厳しい部分があるかなと思います。ここの中ではなかなか見えない、きりりさんの事情なんか。ほんとうはもう少し聞けるといいかなとは思っています。

○事務局 ありがとうございます。笠井です。子ども家庭支援センターの養育支援訪問事業が、一応ご家庭の中にヘルパーさんを派遣するのですけれども、それは市民の方が利用したいからといってできるものではなく、関係機関のほうで、この家庭には必要だという判断のもと、派遣させていただく事業がございます。その事業に、そういうご家庭ほど、他人が入るのが嫌で、派遣をこちらはしたいけれども、受け入れ側が受け入れてくれないという事例もございまして、人が入るまでも何年かかかってしまうというのも実情としては、事業としては用意はあるのですけれども、受け入れてもらえない場合も多々あるかなというふうには思っております。

それと、個別でのご相談をしつつ、経過を見ているということで長引いてしまい、より複雑化し、なかなか解決の糸口が見えないというのが幾つかはございますが、ご家庭だけになるとより危なくなっていくしますので、関係機関が細く長くつながりつつ、タイミングを見ていくということが大事なかなというふうに私たちのほうでは考えております。

○高木委員 高木です。養育支援事業のヘルパーさんの派遣というのは、基準はどのようになっているのでしょうか。

○事務局 基準は、基本的には養育困難なご家庭というところが基本です。今すぐ出てこないのですけれども、一応、育児ができない、経済的に困窮している、虐待をしている、もしくは恐れが高いご家庭というふうな、幾つかの基準が実際にありまして、その基準に適した方に利用していただくんですけれども、必ず子ども家庭支援センターのケースワーカーがかかわらせていただきますので、かかわりを拒否する方は使っていただけません。なので、定期的に必ず訪問の受け入れと、相談の関係を築かせていただいたご家庭に、見守りも兼ねての派遣という形で行かせていただいていますので、利用期間も定め、一緒に相談しながら、長くずっとは使えません。数カ月という単位で利用する方がほ

とんどです。人が来ることに、その事業でなれていただいて、慣れていただいたところで、ほかのファミサポだったり、ヘルパーさん、有償でやっているものもございまして、そういうサービスに移行していただくという形で、利用を促していくために使わせていただいています。

○高木委員　高木です。ありがとうございます。そうすると、先ほどの森委員のご意見ですと、障害を持った子どもを抱えて、家事をするのも大変だったり、療育先や所属先に連れていくのも多分すごく大変だろうし、親御さんは療育的なことを子どもにしたいと思っても、親に多分その余裕がなかったりということを緩和させるために、ファミサポのような事業が、もう少し金額がかからないようにというお話だったと思うのですが、多分、今、センター長がおっしゃられたお話だと、誰でも利用できるわけではもちろんないし、その期間も限られていて、ほんとうに養育支援が必要な家庭とみなされた場合ということなのですよ。そうすると、多分、ほとんどの家庭では利用することが難しいので、軽い段階といいますか、子どもを育てていて、例えば障害を持った子を育てていて、だんだんだんだん大変になってくる、親のストレスも大きくなっていくということを緩和させるための予防策というのは特にないということなのですか。

○事務局　障害の……。

○高木委員　障害に限らずなんですけれども……。

○事務局　障害が絡んでくる場合は、自立生活支援課のほうでもサービスがありますので、そちらとの兼ね合い、バランスを見ながらやらせていただいています。今おっしゃった、無償で育児緩和をするサービスというのは、今、市の中にはありませんし、他市を見ても行政でやっているものはおそろくないと思います。ある一定程度のお金が発生するというのがファミサポだったり、ヘルパーだったりというところがございまして、なかなか無償でサービスというのは、子育てという、受けるのは子どもさんだと思うので、子どもさんにかかるもので無償というのは、現代はないのかなと思いますが、できるだけコスト面を下げられるような検討は今後も必要かとは思っていますが、今の段階で明確にできることは、申し訳ないのですが、ありません。

○高木委員　ありがとうございます。

○馬場会長　それでは、11時45分ぐらいになりますので、本日の協議はこのあたりにさせていただいて大丈夫でしょうか。いろいろご意見ありがとうございました。

それでは、次の（４）任期を終了するにあたり各委員からの言葉とございますので、

お一人ずつお言葉を頂戴したいと思います。

副会長からお願いしてよろしいでしょうか。

○古源副会長 古源です。私はV期、VI期、2期続けて4年間、この会議に参加させていただきました。子ども家庭支援センター、先ほど河野部長がお話になったように、ほんとうに子どものことに関する中核的な役割を果たすセンターだと思っております。子どもの健全な発達を見守るという目的もあり、あと、子どもの児童福祉という面からの仕事もあるということで、ほんとうにいろいろな役割を担っているのだなということ、また本日の会議でも感じることができました。

私はずっとこの会議に出て思っているのが、立地条件のこと、ここじゃなくて、みんなが利用しやすい小金井市の施設であってほしいということと、それから、今日の大きな議題でもありました、人員を厚くしてほしいということ、これをこの会議で、皆さんがここで言ったことが実を結ぶといいなというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○黒木委員 小金井市立小中学校PTA連合会の出向者として参加させていただきました。前任の者からの引き継ぎがあまりなされないまま、ここに参加したので、正直どのような会議というの把握できていなかったのですね。少しずつではありますが、この会の趣旨であったりとかというのをわかるようになって、家庭支援センターがどういう事業をしているかということから、まず勉強をさせていただきました。

あと、私の後任者にも、一応詳しく説明させていただいて、引き継ぎをさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○野崎委員 小金井市子供会育成連合会から出ておりました野崎です。2012年からですから、丸4年間ということになりましたが、4年の間、子供会活動を通して何か協力できることがあるんだろうかということ、ずっと悩みながら参加させていただいておりました。子供会活動は、小さな地域の中での活動を通して、子どもたちが育っていくということになりますので、これからもできるだけ地域の子育てをしている隣近所に声をかけるということから、一から始めていければいいのかなと思っております。4年間、ありがとうございました。

○高木委員 高木です。私も丸4年、2期お世話になりました。初めは息子もまだ小さくて、自分も母親になったばかりで、右も左もわからないところでこういった会議に参加させていただいて、本当に勉強させていただきましたし、感じていることを意見させていただ

て、本当にありがたい場だったと思っています。

現状、子どもを育てている親たちが抱えている問題というのは、多分、昔に比べて個別化しているというか、孤立化しているというか、昔に比べて集団で育児をするというような内容ではなくなってきたことで、子家センさんやゆりかごさんを利用させていただく機会をつくらなければいけなかったり、保育園や幼稚園、集団生活も含めて、子どもたちを育てる場としては、育てにくくなっているのかなというのは、とてもこの4年間でも現状を感じてきたところです。なので、これから子育てをする世代の人たちが、よりよく育てやすく、そして子どもたちが笑顔でいられるような小金井市になれるように、地域の方にも協力をいただきながら、自分も協力していけたらと思います。ありがとうございました。

○諸澤委員　　ゆりかご利用者として参加していました諸澤です。私は2年間、お世話になりました。会議が2回ぐらい終わった時点で、この会議、役に立っているのかなと思うこともありまして、資料がすごくぎりに届くことがあったりして、この資料をつくるのに、相当大変なんじゃないかなとか、私たちも言いたい放題言うので、逆にすごくプレッシャーになってしまうのじゃないかなとか、ストレスになってしまうんじゃないかなとか思うこともあったんですけども、それでも第三者の目というのはやっぱり必要だと思うので、先ほど言われたように、本当にこの会議で出た意見とかが実を結べればいいなと思っています。ありがとうございました。

○壽原委員　　壽原です。私も4年、2期、9回の会合に出させていただきました。私は自分の子どもは30代の真ん中から上2人ですけれども、今、ちょうどお話にあった、子育て真っ最中のお母さんやお父さんのご苦勞の、質の変化とか、周りの環境の変化ということが、自分の問題として切実に思っている世代ではないのです。でも、公募市民ということで、もう一つは、私自身、児童福祉の仕事を現役時代にやっていたということで、プラス市民だということで応募しました。一番初めの会合なり、あるいは公募の作文でも自分で書いたと思うのですが、とにかく知らなければ、認知度を上げなければ話は始まらないよということは言った覚えがあるのですが、9回の会合に出て、着実に浸透しつつあるということは実感できました。

もう一点、初期からずっと主張しているのは、自分自身がそういうところに身を置いていたこともあるのですが、行政、縦割りの弊害の克服というのは物すごく大変なのかなということで、特に児童虐待問題については、連携というキーワードをほんと

うに実のあるものにするには、結構、機関同士の縦割りの弱点ということはどうしても克服しなきゃいけない。あるいは弱点というか、無駄も含めて。それで、今日の議論の話を聞いていると、私の見込みでは、子家センというのは、法改正とか、東京都はいち早く児相機能の一部をかなりおろしてきていたという歴史があると思うのですね。国は全国規模で、最近、はっきり区市町村、基礎的自治体が第一義的な役割だよみたいなことで、強まってきているということだとすると、ますます、言葉は悪いですけども、従来、二、三十年前の児相と同じようなことをやらざるを得ないと。家庭から分離するという権限まではいかないでしょうけれども、その前までのものがほとんど流れてくると思うのです。そうすると、今までほんとうに楽しい育児から、育児負担、不安の軽減から、それから一番、虐待事例の対応まで、幅広く何でもやっていたけれども、やはりそれはいろいろ工夫して、他機関をうまく使うこと、調整役にある程度徹して、かなりとがった相談事例への対応にエネルギーを、私の個人的な見通しとしては、ならざるを得ない流れになっているということで、そういう意味ではまだまだ、要対協の会議の、私は特に、実務者会議で連携、連携と口で言うんじゃないで、ほんとうにうまく機能するメカニズムをつくっていくという、この地域なりのいろんな特性があると思うのですけれども、それを工夫していついていただきたいなということで、最後の意見になりましたけれども、いろいろお世話になりました。

○森委員

4年間、お世話になりました。今、壽原さんのお話なども聞いた4年間、ほんとうに有意義だったなと思います。力のある方が何人かで世の中を変えたよというんじゃないで、ほんとうに砂が水を吸うように、4年間のいろんなことが、ほんとうにじわじわと、まちの子どもたちのためになっていければいいなと、そのための力になったかどうかというのはいつも疑問で、4年間、ゆりかごの活動やら、ここの中の活動に、見学に行きたいという夢を持ちながら、ほかのことを優先して来られなかったというのが反省の一つでもあります。

私も市民公募だったのでですけども、市の施設で働かせてもらって、その恩返しができるかと思って、社会的な資源だというふうに自分のことも思ってここに加わったんですけども、ほんとうに今の子育ては厳しいなというふうに思うんですが、このごろは育児は伝承だよというふうに、そういうキーワードを私は使って、盛んに、教科書じゃなくて、経験した人たちからいっぱい学べるよということを伝えていきたいなというふうに思っています。

協力会員さんが、男性も2人いるというのがちょっとうれしくて、野原でキャッチボールするおじいちゃんと、よその子だけれども、子どもたちの姿も見られるというのが、ぜひそんなふうなまちになってほしいということと、副会長さんがおっしゃったように、ここの場の影に隠れている部分の大変さ、福祉に、子育てにかかわる方たちは、自分の身を削って働いているのを、すごく実感を伴って知っていますので、人のところで、ぜひ広く増やしてもらって、楽しく余裕のある笑顔も見せながら、お仕事の場で、窓口で追い払うんじゃなくて、どんなことで、私たち、このキャパでできますよぐらいに受け入れて、いいまちづくりになっていくといいなというふうに改めて思いました。ほんとうにお世話になりました。ありがとうございました。

○中村委員 児童発達支援センターきらりの中村です。開所してから、10月から4年目に入るという段階で、ここには2年ぐらいお世話になっています。実際には、子ども家庭支援センターとの関係は切っても切れないぐらいに、きらりでは、発達に心配、ちょっと配慮が必要なお子さんということで、敷居を低く低くというふうにスタートしていますが、実際にはやっぱりきらりに行くという段階で非常に抵抗感のある方が多い中でやっていますが、その中でも、いろんな事例の中で、子ども家庭支援センターのほうにお世話になったり、連携したりということが非常に重要になっているなどというのも実感します。

また、この会議に出ることによって、育児というか、子どもを育てるという環境の、いろんな場面を知ることができたと思うのですね。どうしても、こちらは特化しちゃっているところがあるので、そうじゃない、子ども家庭支援センターにもかかってこない、そして今ここで心配しているような、うちにもかかってこない、すき間にあるお子さんたちを、どうやって拾っていけるのかなと、気軽にまず、ひろばみたいなどの、一番そういう入り口があって、それからちょっとずつ分かれながらいろんな支援ができるようになるというふうには思いました。今後ともよろしくお願いします。

○馬場会長 馬場ですが、私は2年間、会長として参加させていただきました。ほんとうにつたない進行ではありましたが、皆さんが率直に活発にご意見を交換してくださったおかげで、いつもたくさんの意見が出る会になって、すごくありがたかったなと思っています。と同時に、私自身も、地域でこんなふう子育て支援が行われているのだなということ学ぶ機会になってありがたかったなと思っています。

次、メンバーの入れかえもあるかと思いますが、今後も活発な意見交換ができる会であつたらいいなと思っています。皆さん、ほんとうにありがとうございました。

それでは、最後、事務局からの連絡をしていただいて、終わりにさせていただけたら
と思います。

○事務局

本日はほんとうにありがとうございました。

今期最後の会となりますが、最後まで活発なご意見、ありがとうございました。

本日の謝礼の明細書につきましては、準備ができていますので、お帰りにお渡ししたい
と思いますので、よろしく願いいたします。また、会議録につきましても、ご確認
をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○馬場会長

これをもちまして、今期の会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —